

## 高山都市計画 都市計画区域の整備，開発及び保全の方針の変更

高山都市計画 都市計画区域の整備，開発及び保全の方針を次のように変更する。

「肝付都市計画 都市計画区域の整備，開発及び保全の方針」（別添のとおり）

### 変更の理由

高山都市計画区域（以下「本区域」）は，平成16年5月に「高山都市計画 都市計画区域の整備，開発及び保全の方針」を都市計画決定し，「自然や歴史文化を大切にし生活に安らぎとうるおいを感じるまちづくり」を基本理念に，計画的な農村都市の形成を目指し，これまで用途地域や道路，公園等の都市施設を都市計画決定し，良好な市街地の形成を図ってきた。

しかしながら近年，都市計画区域が指定されていない国道や県道沿線を中心に大型店舗が散発的に立地し，周辺的生活環境への影響が課題となっていた。

こうした中，平成17年7月の旧高山町と旧内之浦町の2町の合併を踏まえ，新たに肝付町として近年の土地利用の状況等を基に，都市計画区域の見直しを行った結果，周辺の3都市計画区域（鹿屋，串良，吾平都市計画区域）に隣接した町北西部の宮富地域では，周辺の幹線道路の整備により沿道型店舗の立地が進行しており，今後も，東九州自動車道の整備に伴い，更に無秩序な開発の進行と中心市街地の空洞化が懸念される。

また，中心市街地の西側から，県道神之川内之浦線付近を南端とする国見地域までの平野部についても，市街化が進行しつつある。

これらの地区（町北部平野部）は，現都市計画区域と連続した土地利用が行われているなど社会的にも地形的にも一体性があるため，今回，本区域の西に位置する町北部の平野部を，一体の都市として整備，開発及び保全をする都市計画区域として編入するとともに，都市計画区域の名称を肝付都市計画区域に改めることとした。

肝付町は，平成17年7月に第1次肝付町総合振興計画を，平成25年8月には肝付町都市計画マスタープランを策定し，基本理念を「人と地域の個性が輝く，創造と協働のまちづくり」として健康で安心して暮らすことの出来る地域社会の構築等に努めることとしたことから，本都市計画の名称を「肝付都市計画 都市計画区域の整備，開発及び保全方針」とし，新たに都市計画区域となる地区の将来の市街地像の追加や，肝付町都市計画マスタープランを踏まえた基本理念の変更，社会情勢の変化等を踏まえた記載内容の修正を行うものである。

肝付都市計画  
都市計画の整備，開発  
及び保全の方針

鹿児島県

## 《 目 次 》

1. 都市計画の目標	
1) 当該都市計画区域の都市づくりの基本理念	1
2) 地域毎の市街地像	2
2. 区域区分の決定の有無	
1) 区域区分の決定の有無	4
3. 主要な都市計画の決定の方針	
1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針	4
① 主要用途の配置の方針	4
② 土地利用の方針	5
2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針	6
① 交通施設の都市計画の決定の方針	6
② 下水道及び河川の都市計画の決定の方針	7
③ その他の都市施設の都市計画の決定の方針	8
3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針	9
① 主要な市街地開発事業の決定の方針	9
② 主要な市街地整備の目標	9
4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針	9
① 基本方針	9
② 主要な緑地の配置の方針	9
③ 実現のための具体の都市計画制度の方針	10
④ 主要な緑地の確保目標	10

## 1. 都市計画の目標

### 1) 当該都市計画区域の都市づくりの基本理念

肝付都市計画区域（以下「本区域」という。）は、鹿児島県の大隅地域に位置し、区域北部を東西に一級河川肝属（きもつき）川が流れ、宮崎市を起点とし霧島市を終点とする国道220号、鹿屋市浜田町を起点とし鹿屋市串良町を終点とする県道鹿屋高山串良線等の都市間を連絡する広域的な幹線道路が通っている。

本区域は、一級河川肝属川や高山川、市街地を取り囲む農地や樹林地など豊かな自然環境に恵まれ、第1次産業を基幹産業としながら、ソーイング工場などの立地により第2次産業も発展してきた。

しかし、都市基盤の不足や少子高齢化等を背景として、人口の減少やそれに伴う労働人口の減少等が課題となっており、地場産業の活性化、利便性や快適性の向上に資するコンパクトな都市づくりや地域交流・連携の活発化等に努め、魅力ある生活環境や産業環境の形成を図ることが必要である。

これらを踏まえ、本区域では、“流鏝馬（やぶさめ）”に代表される郷土文化と落ち着いた豊かな自然環境を大切に守り育てるとともに、心豊かに生活できる環境の形成や地域資源を活用した交流の促進など個性を活かしたまちづくりを進めることにより、「第1次肝付町総合振興計画」で掲げる将来像を踏まえ、以下を本区域の都市づくりの基本理念とする。

#### 「人と地域の個性が輝く、創造と協働のまちづくり」

この基本理念を実現するため、次の4つの都市計画の基本方針に基づき、まちづくりを進める。

##### ■ 安心して快適に住み続けられるまちづくり

誰もが「住みたい」「住み続けたい」と思えるような、豊かな自然環境と調和した安心して快適に住み続けられる環境づくりをめざす。

##### ■ 多核連携により交流・交易を生み出すまちづくり

豊かな歴史や優れた自然景観など、それぞれの地域が魅力を発信し、町内の連携、さらには周辺市町村との連携を進め、雇用や交流人口等の活力を生み出すようなまちづくりをめざす。

##### ■ 恵まれた自然環境を保全・継承するまちづくり

恵まれた自然環境を保全し、本区域の魅力を次世代に継承できるまちづくりをめざす。

##### ■ 人が育ち育てるまちづくり

住民が誇りに思えるまち、住み続けたいと思えるまちを実現するため、創造と協働のプロセスを通じて、人と地域がともに成長できるようなまちづくりをめざす。

## 2) 地域毎の市街地像

### ① 市街地・周辺地域

都市の中心部として、無秩序な市街地の拡大や用途の混在を抑制しつつ、商業・業務地として、コンパクトな都市機能を維持し、住民の利便性の向上を図る。

#### a 役場周辺地区

市街地中央の高山川両岸には、肝付町役場のほか肝付町コミュニティセンターや肝付町文化センターなどの多くの公共公益施設が立地し、県道高山吾平線や県道鹿屋高山串良線沿道には商業地域が形成されている。

このため、役場を中心とする高山川両岸地区は、まちの顔となる「都市中心核」として位置づけ、高山川のうるおいや町南部に広がる緑に代表される自然環境と調和した個性的な都市環境・景観の形成を進め、質の高い空間づくりを行うとともに、交通結節点機能の強化、移動手段を持たない高齢者も安心して暮らし続けることができるような住宅の整備など、住民の利便性の一層の向上を図る。

#### b 市街地北部・南部の工業地

市街地北部（福留町（ふくどめ））や市街地南部（西方（にししかた））は準工業地域に指定されており、高山ミートセンターをはじめとする各種工場が立地している。

当該地区は、今後とも本区域の工業を支える地区として機能の維持・向上を図る。また、新しい就労の場となる企業誘致を推進するとともに、本町の基幹産業である農林水産業との連携により、付加価値の高い地場産業の育成を図る。

#### c 市街地南東部・北部の住宅地

市街地南東部や市街地北部に形成されている住宅地は、狭あいな道路の解消をはじめとする良好な居住環境の整備を進め、快適性と景観的な美しさを併せ持つ良好な市街地の形成を図る。

#### d やぶさめの里総合公園，二階堂家住宅，塚崎古墳群

本区域南部にある二階堂家住宅、やぶさめの里総合公園や塚崎古墳群は、住民のみならず来外者の憩いの場、交流拠点となる「観光・レクリエーション拠点」として位置づけ、区域の活性化の拠点とする。

このため、やぶさめの里総合公園の整備を進め、二階堂家住宅の維持・管理の充実を図る。また、塚崎古墳群については、歴史民俗資料館も含めた歴史公園としての環境整備を進める。

さらに、塚崎古墳群や二階堂家住宅などの歴史的資源を連絡する道路は、歴史的な趣ある空間づくりを図る。

#### e 市街地西部の住宅地

市街地の西側交差点付近の土地開発の圧力が高まり無秩序な市街地の拡大や用途の混在が予測されることから、土地利用の適切なコントロールに

努め、高齢者も安心して暮らし続けることができるような住環境の整備を図る。

② 波見（はみ）地域

轟の滝や権現山、波見公園などの観光資源を中心に、美しい眺望の保全などを推進し、観光・レクリエーションの拠点としてまちづくりをすすめる。

a 波見港周辺

志布志湾の恵みを活かした定置網漁業や養殖業など漁業振興の基地となる波見港周辺は、漁業の核として振興を図る。

なお、波見港周辺の海岸沿いを南北に通る国道 448 号は、隣接都市と本地域を連絡する交流軸としての機能強化を図る。

b 波見権現山（ごんげんやま）、轟（とどろ）の滝周辺

波見権現山、轟の滝周辺は、区域内外から訪れる人々の憩いの場、交流拠点となる「観光・レクリエーション拠点」として位置づけ、本地域の活性化の拠点とする。また、波見権現山は志布志湾の眺望を活用した整備を進める。

なお、肝属川南側を東西に通る県道高山吾平線は、市街地周辺と本地域の連携強化を図る。また、荒瀬川等の水辺空間は、自然環境に親しむ場、観光振興の拠点として保全を図る。

③ 宮富（みやとみ）地域

まちの玄関口にふさわしい賑わいや町並みを誘導しつつ、良好な居住環境の形成を図る。

a 笠野（かさの）交差点周辺

東九州自動車道や大隅縦貫道完成後の交通ネットワークが周辺の土地利用に与える影響などを考慮しながら、住宅地としての土地利用を主体とした良好な居住環境の形成を図り、地域の日常生活を支える沿道サービス施設等まちの玄関口にあたる場所にふさわしい賑わいや町並みを誘導する。

b 肝属川周辺

肝属川沿いには、昔ながらの美しい集落や田園風景が残されているが、近年台風や梅雨前線にともなう豪雨により多くの水害が発生しているほか、生活排水等による水質汚染も課題であることから、自然環境や景観に配慮した整備、保全を図る。

④ 国見（くにみ）地域

交通の便にすぐれた立地を活かし、交通量の多い主要な路線には交流施設等を整備するなど観光ルートの形成を図りつつ、豊かな田園風景の特徴を活かした落ち着いた沿道景観・自然環境の保全を図る。

## 2. 区域区分の決定の有無

### 1) 区域区分の決定の有無

本区域に区域区分を定めない。

本区域の区域内人口は年々減少する傾向にあり、今後も減少することが予測される。

本区域では、良好な生活環境の整備や産業基盤の充実を積極的に進め、定住人口の維持と産業の振興に努めるが、将来的な土地需要は現行市街地内で対応可能であり、近年の市街化動向からも急激かつ無秩序な市街地の拡大・進行は見込まれないと判断される。

さらに、自然環境と都市環境の調和した土地利用を実現するためには、自然環境の保全と活用を図るとともに、秩序ある市街地の形成を図ることが必要であるが、これらは地域地区などの規制・誘導や、農業振興地域の整備に関する法律、森林法、自然公園法による土地利用規制で十分対応できるものと判断される。

以上のことから、本区域については区域区分を定めないものとする。

## 3. 主要な都市計画の決定の方針

### 1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

#### ① 主要用途の配置の方針

##### a 商業・業務地

公共施設や民間商業・業務施設が集中する地区を、本区域の商業・業務地として位置づける。

本地区は、大隅地域の中核的な都市である鹿屋市との近接性からその商圈に含まれていることから、既存の商業地は小規模なものとなっている。

今後も、日用品などの鹿屋市への依存は続くことが予測されるが、魅力ある地元商業地の再生により、本区域の近隣購買需要に応じた地域サービス機能を配置・誘導するため、商業・業務地の形成を図る。

##### b 工業地

高山ミートセンターをはじめとする各種工場が立地している地区を、工業地として位置づけ、周辺の住宅地の居住環境との調和に配慮しながら、その機能の維持・向上を図る。

##### c 住宅地

既存住宅地については、良好な居住環境の維持・向上、市街地北部の住宅地については狭あい道路の解消等による生活環境整備を進め、安心かつ安全に暮らせる快適な住宅地として整備を図る。

## ② 土地利用の方針

### a 居住環境の改善又は維持に関する方針

狭あい道路が多く存在する既存住宅地については、生活道路の整備により利便性・快適性に富む良好な居住環境の形成に努める。あわせて、小空間を活かしたポケットパークを整備し、うるおいある居住空間の創出に努める。

その他の既存住宅地についても、地区計画や面的整備の導入等により、公共空地の十分な確保、高齢者に配慮した道路・公園等の都市基盤整備など、良好な居住環境の維持・改善に努めていく。

### b 都市内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針

肝属川や高山川沿いの水と緑をはじめ、それと連続する樹林地等は、都市内での生活環境のうるおいを与える水と緑のネットワークとして保全する。また、区域南部に見られる斜面林、丘陵地は、本区域の貴重な自然環境として保全を図る。

流鏝馬で有名な四十九所神社（しじゅうくしよ）や二階堂家住宅周辺の樹林地は、歴史性が高く後世に継承すべき財産であることから保全を図る。また、それらを取り囲む丘陵地についても、市街地背景緑地として保全を図る。

### c 優良な農地との健全な調和に関する方針

肝属川南岸や国見地域などに広がる農業生産基盤整備が実施された農地及び今後実施が見込まれる優良な農地については、関係機関との連携により、農業振興地域制度や農地転用許可制度等との適正な調整及び長期的視野に立った秩序ある土地利用を進め、優良農地の確保・保全に努める。

### d 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針

急傾斜地崩壊危険箇所、地すべり危険箇所に位置づけられた地域及び土石流危険渓流の流域では、市街化を抑制し、災害の未然防止に努める。

肝属川や高山川沿いの低地部で浸水等の災害の恐れのある地区については、無秩序な市街化の抑制に努め、安全な生活空間を確保する。

### e 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

日南海岸国定公園の優れた自然環境の保全、波見権現山からの眺望の保全を図るため、波見権現山周辺の自然環境の保全を図る。

本区域南部に見られる樹林地は、重要な水源かん養地、災害防止等に資する緑地として適正な保全・育成を図る。

### f 計画的な都市的土地利用の実現に関する方針

市街地外に形成されている既存集落地については、自然環境との調和に配慮しつつ生活環境の整備を図る。

## 2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

### ① 交通施設

#### a 基本方針

##### ア 交通体系の整備の方針

本区域においては、広域的な交流・連携を強化する役割をもつ主要幹線道路として、東西方向の県道鹿屋高山串良線及び県道高山吾平線、南北方向の県道後田富山線及び県道岸良高山線が、市街地から放射状に位置しているとともに、区域北部を東西に国道 220 号、区域東部を南北に国道 448 号が位置している。また、区域外には、広域的な交通ネットワークとして、東九州自動車道や大隅縦貫道の整備が進められている。

本区域では、大隅地域の中核的な都市である鹿屋市をはじめとする周辺都市との連携・交流を担う道路は比較的整備が進んでいるが、市街地内においては、道路の整備の遅れが見られるため、早期整備を進める必要がある。

一方、地理的条件による制約を克服し、産業・文化・観光など多方面の振興を図り、さらに広域行政の必要性や地域間交流の要請の高まりに応えるためには、東九州自動車道等の広域交通軸の整備を図るとともに、広域交通軸と本区域を連絡する交通体系の整備・強化を図る必要がある。

また、国鉄大隅線の廃止に伴い、自動車交通に依存する状況にあるため、バス利用も勘案した総合的な交通体系の整備を図ることや、少子高齢化の進展に対応するため、高齢者など歩行弱者が安全かつ快適に活動できる市街地環境づくりを進めることが必要である。

このような状況を踏まえ、本区域の交通体系は次のような基本方針の基に整備を進める。

- 広域交通軸の整備計画を踏まえつつ、周辺都市との交流・連携を促進する交通体系の機能強化を図る。
- 既存道路網を基本としつつ、道路改良等の機能の拡充を計画的・段階的に進める。
- 市街地内については、狭あい箇所解消による都市防災性の強化、安全性と利便性の向上に努める。
- 公共輸送機関であるバスの利用を促進するとともに、その利用を勘案した総合的な交通体系の検討を行う。
- 様々な立場の歩行者に配慮した道路空間づくりや街並み景観・沿道環境に配慮した整備など、人と環境にやさしい道づくりを行う。

##### イ 整備水準の目標

道路については、交通体系の整備方針に基づき、主要幹線道路、都市幹線道路について、整備中区間の早期完成を図り、未着手区間の早期整備を目指す。

b 主要な施設の配置の方針

ア 道路

本区域については、県道高山吾平線及び県道鹿屋高山串良線を主軸として広域交通に対処するとともに、都市内の交通を円滑に処理するため、以下の方針で道路を適正に配置する。

種 別	配 置 の 方 針
主要幹線道路	<p>隣接都市間の連携軸となる道路は、既存交通体系を基本として配置し、機能の維持・拡充に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県道高山吾平線</li> <li>・ 国道 448 号</li> <li>・ 国道 220 号</li> <li>・ 都市計画道路 3・5・1 号高山中央線（県道鹿屋高山串良線）</li> <li>・ 都市計画道路 3・5・3 号上之原通線（町道上之原永田橋線）</li> <li>・ 都市計画道路 3・6・8 号高山停車場線（県道岸良高山線）</li> <li>・ 県道後田富山線</li> </ul>
都市幹線道路	<p>地域交通を担う道路は、既存交通体系を基本として配置し、市街化動向を勘案しつつ、有機的なネットワークが形成されるよう未整備区間の早期整備に努める。</p> <p>東西方向路線：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 都市計画道路 3・4・11 号平田通線（町道平田線）</li> <li>・ 県道神之川内之浦線</li> </ul> <p>南北方向路線：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 都市計画道路 3・6・6 号屋治通線（県道岸良高山線）</li> <li>・ 都市計画道路 3・6・5 唐人町通線（県道永吉高山線）</li> <li>・ 県道後田富山線</li> </ul>

c 主要な施設の整備目標

概ね 10 年以内に整備を予定する主要な施設は、次のとおりとする。

種 別	配 置 の 方 針
道路	<p>主要幹線道路：</p> <p>都市計画道路 3・6・8 号高山停車場線（県道岸良高山線）</p> <p>都市幹線道路：</p> <p>県道永吉高山線</p>

② 下水道及び河川の都市計画の決定の方針

a 基本方針

## ア 下水道及び河川の整備の方針

「第1次肝付町総合振興計画」において、合併処理浄化槽の設置促進により、良好な生活環境の確保、公共用水の水質保全を図り、健全で安全な都市環境の確保に努める方針を示していることから、当面は、合併処理浄化槽による対応を図るとともに、適正な汚水処理に資する施設整備も進める必要がある。

また今後は、市街化動向等を勘案し、「鹿児島県生活排水処理施設整備構想」に基づく下水道の整備を検討していく。

一方、洪水による災害に対応するため、今後は、河川の整備だけでなく、被害軽減対策等を複合的に行う総合的な治水対策を図る。

また、良好な都市環境と都市景観の形成のため、まちづくりと連携した安全で快適なうるおいのある水辺環境の創出を図る。

## イ 整備水準の目標

### 1) 下水道

市街地における下水道の整備については、都市基盤の整備計画との整合を図りながら、合併処理浄化槽の設置を適宜図るものとする。また、市街化動向等を勘案し、下水道の整備を検討していく。

### 2) 河川

計画的な治水対策が必要となる河川について、被害軽減対策等により総合的な対策を図るとともに、豊かな水辺環境の創出に努める。

## b 主要な施設の配置の方針

### ア 下水道

概ね10年以内に整備を予定する主要な施設はないが、必要に応じて施設の整備を検討していく。

### イ 河川

本区域には、肝属川や高山川等の河川がある。これらの河川については、都市の特性に応じた総合的な治水対策や、豊かな水辺環境の創出を検討する。

## c 主要な施設の整備目標

概ね10年以内に整備を予定する主要な施設はないが、必要に応じて施設の整備を検討していく。

## ③ その他の都市施設の都市計画の決定の方針

### a 基本方針

健全で文化的な都市活動と都市機能の向上、良好な生活環境の確保を図るために、長期的な展望にたち、必要となるその他の施設について整備を図る。

### b 主要な施設の配置の方針

#### ア 汚物処理施設

市街地北東にある肝付東部衛生処理場については、人口や市街化の動向

を見据え機能の維持に努める。

イ と畜場

市街地北西にある高山ミートセンターについては、機能の維持・増進に努める。

c 主要な施設の整備目標

概ね10年以内に整備を予定する施設は特にないが、必要に応じて施設の整備を行うものとする。

### 3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

① 主要な市街地開発事業の決定の方針

本区域は、役場を中心とする高山川両岸地区に市街地が形成されている。安全で快適な地域住民の生活環境を確保するため、既存市街地における道路等の都市基盤整備を進め、生活環境の整備、都市機能の整備・充実を図る。

② 主要な市街地整備の目標

概ね10年以内に実施する予定の市街地開発事業はないが、必要に応じて整備の検討を行うものとする。

### 4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

① 基本方針

本区域は、高山川沿いに市街地が形成されており、その周辺には田園、市街地の背景をなす丘陵地の緑地があるなど、豊かな緑を有している。

市街地内を流れる高山川は、生活に身近なうおい空間として住民に親しまれている。また、市街地南東側の丘陵地は、四十九所神社や二階堂家住宅と一体となり歴史的な趣を醸し出す緑地となっているほか、その南側のやぶさめの里総合公園は、人々が自然とふれあう場としても機能している。

本区域においては、都市の発展の中で、このような貴重な自然環境を喪失することがないように保全体制づくりに努めるとともに、豊かな自然を活用した環境づくりを行っていくものとする。

② 主要な緑地の配置の方針

配置計画	地域名等	概要
a 環境保全系統の配置	高山川沿いの緑地、市街地南東の丘陵地、肝属川南部の田園	市街地にうるおいを与える緑地として、水と緑のネットワークの形成を図るとともに、保全に努める。
b レクリエーション系統の配置	やぶさめの里総合公園、轟の滝、波見権現山、国見地区南東部	豊かな自然環境・景観の保全を図るとともに、自然を体験できる環境づくり、観光・レクリエーション拠点として機能整備を図る。

	丸岡公園，福留公園	生活に身近な憩いの場としての機能維持・増進を図る。
c 防災システムの配置	区域全体	急傾斜地崩壊危険箇所位置づけられる山城跡周辺については，市街化の抑制を図り，災害の未然防止に努めるとともに，自然環境の保全に努める。丘陵地の樹林地については，適切な整備・保全に努める。 また，災害時における避難空間として，災害活動の拠点として活用できる公園緑地の確保に努める。
	南部の山林地域	区域南部の山林地域は，水源かん養や土砂流出防止等に資する緑地として機能の保全に努める。
d 景観構成システムの配置	高山川，市街地南東の丘陵地	高山川をはじめとする都市内緑地は，良好な景観を呈する緑地として保全する。
e その他	寺社林	四十九所神社等の寺社を取り囲む樹林は，歴史的・文化的に重要な資源として保全する
	区域全体	快適な生活確保のため，地域特性に応じて適正に緑地の保全・創出を図る。

③ 実現のための具体の都市計画制度の方針

市街地南東に隣接し，四十九所神社や二階堂家住宅などを取り囲む緑地は，歴史的風情や市街地背景等の保全を図るため，風致地区等の指定を必要に応じて検討していくものとする。

高山川については，自然環境・景観の保全を図りつつ，親水性を活かした憩いの場としての施設整備を必要に応じて検討していくものとする。

また，市街地内にうるおいを与え，防災性，生活利便性の向上に資する公園・緑地の確保についても必要に応じて検討するものとする。

④ 主要な緑地の確保目標

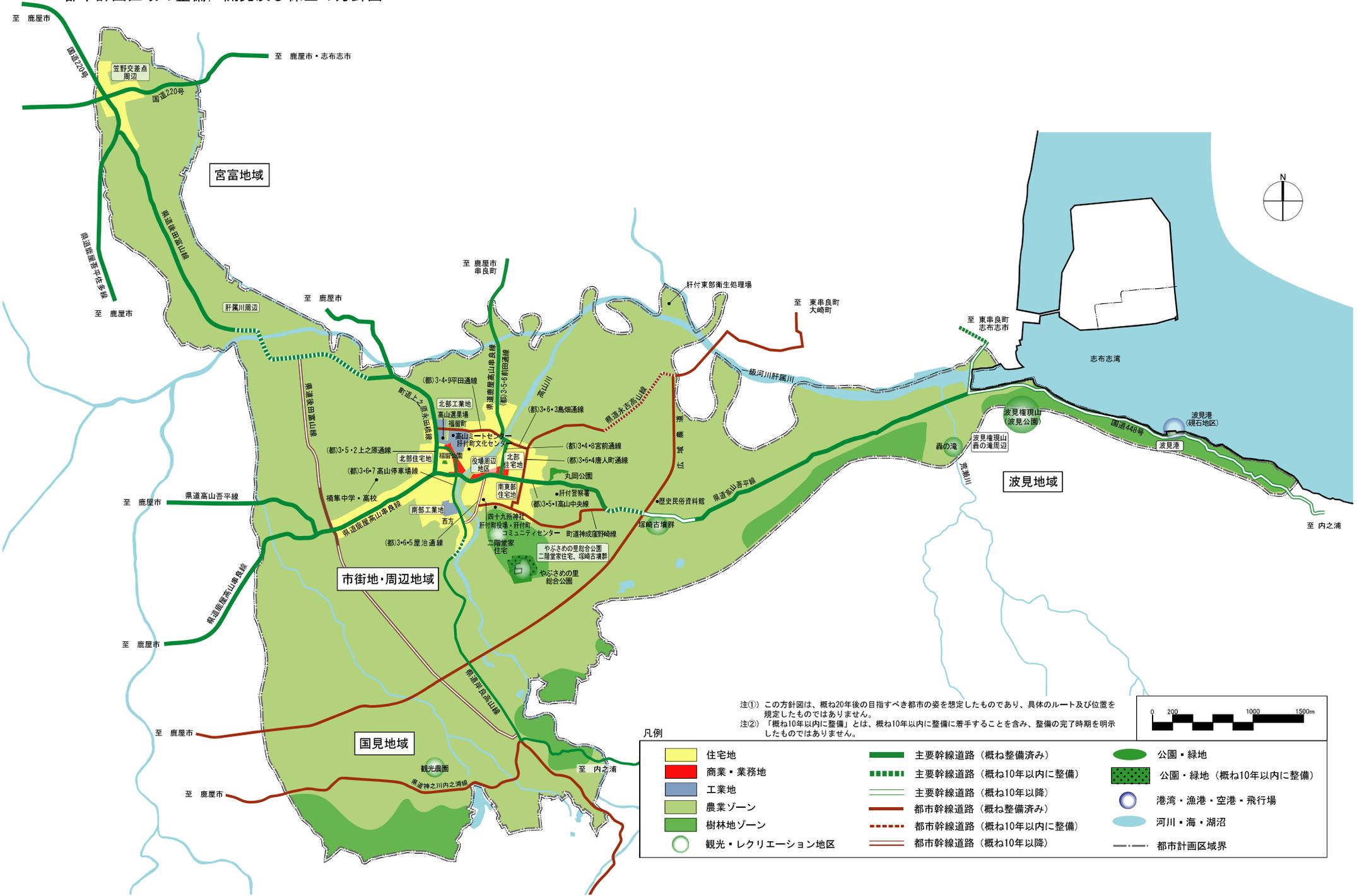
a 概ね10年以内に整備予定の主要な公園等の公共空地

概ね10年以内に実施する予定の施設はないが，必要に応じて整備の検討を行うものとする。

b 概ね10年以内に指定予定の主要な緑地保全地区等の地域地区

概ね10年以内に地域地区の指定を行う予定はないが，必要に応じて指定の検討を行うものとする。

# 肝付都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針図



注① この方針図は、概ね20年後の目指すべき都市の姿を想定したものであり、具体的なルート及び位置を規定したものではありません。  
 注② 「概ね10年以内に整備」とは、概ね10年以内に整備に着手することを含み、整備の完了時期を明示したものではありません。

凡例		
<span style="display:inline-block; width:15px; height:15px; background-color:yellow; border:1px solid black;"></span> 住宅地	<span style="display:inline-block; width:15px; height:15px; background-color:lightgreen; border:1px solid black;"></span> 主要幹線道路 (概ね整備済み)	<span style="display:inline-block; width:15px; height:15px; background-color:lightgreen; border:1px solid black;"></span> 公園・緑地
<span style="display:inline-block; width:15px; height:15px; background-color:orange; border:1px solid black;"></span> 商業・業務地	<span style="display:inline-block; width:15px; height:15px; border-top:2px dashed green;"></span> 主要幹線道路 (概ね10年以内に整備)	<span style="display:inline-block; width:15px; height:15px; background-color:lightgreen; border:1px dashed black;"></span> 公園・緑地 (概ね10年以内に整備)
<span style="display:inline-block; width:15px; height:15px; background-color:blue; border:1px solid black;"></span> 工業地	<span style="display:inline-block; width:15px; height:15px; border-top:1px solid green;"></span> 主要幹線道路 (概ね10年以降)	<span style="display:inline-block; width:15px; height:15px; border:1px solid blue; border-radius:50%;"></span> 港湾・漁港・空港・飛行場
<span style="display:inline-block; width:15px; height:15px; background-color:lightgreen; border:1px solid black;"></span> 農業ゾーン	<span style="display:inline-block; width:15px; height:15px; border-top:2px solid red;"></span> 都市幹線道路 (概ね整備済み)	<span style="display:inline-block; width:15px; height:15px; background-color:lightblue; border:1px solid blue;"></span> 河川・海・湖沼
<span style="display:inline-block; width:15px; height:15px; background-color:lightgreen; border:1px solid black;"></span> 樹林地ゾーン	<span style="display:inline-block; width:15px; height:15px; border-top:2px dashed red;"></span> 都市幹線道路 (概ね10年以内に整備)	<span style="display:inline-block; width:15px; height:15px; border-top:1px dashed black;"></span> 都市計画区域界
<span style="display:inline-block; width:15px; height:15px; border:1px solid green; border-radius:50%;"></span> 観光・レクリエーション地区	<span style="display:inline-block; width:15px; height:15px; border-top:2px solid brown;"></span> 都市幹線道路 (概ね10年以降)	